

会社名

技 術 員 調 書

[illegible]

注1 本社より委任を受けた支店等の場合は、当該支店等に常駐する者を記載する。

注2 常時雇用されている者について記入すること。

注3 取得している免許すべてを記載する。(経営事項審査にとられない)

注4 『土木一式』『建築一式』の資格の詳細については、【別添】を参考にして記載すること。

注5 記入した者について、資格証の写し、又はそれに代わる書状等の写しを添付すること。

注6 実務経験による技術者の場合は、実務経験証明書(任意様式)を添付すること。

別添

資格区分	説 明
1級土木施工管理技士	建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
2級土木施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
1級建設機械施工技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工とするものに合格した者
2級建設機械施工技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の建設機械施工とするものに合格した者
技術士	技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定によるに技術士試験の第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
1級建築施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者
2級建築施工管理技士	建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者
1級建築士	建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第1項の規定による1級建築士の免許を受けた者
2級建築士	建築士法第4条第2項の規定による2級建築士の免許を受けた者